

妊婦のための支援給付の創設について

1 経緯

- 令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、「出産・子育て応援交付金」については、令和7年度から子ども・子育て支援法の新たな給付として制度化。
- 「伴走型相談支援」については、児童福祉法の新たな相談支援事業「妊婦等包括相談支援事業」として制度化し、給付を行う際は効果的に組み合わせて行うことを法に規定。

2 妊婦のための支援給付について

給付にあたっては、法の趣旨に鑑み、原則、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）における面談、訪問の実施を給付の要件とする。

	現行（～6年度）	変更後（7年度～）
妊娠時の給付（1回目）		
名称	出産応援ギフト	妊婦のための支援給付（1回目）
算定基礎	妊娠の届出をした妊婦	妊娠の届出をした妊婦
給付対象	妊婦	妊婦
申請及び交付	面談時に妊婦本人がギフトの交付申請。確認後、 <u>その場でギフト交付。（Webカタログ）</u>	面談時に妊婦本人が認定申請。認定後、 <u>本人の口座に振込み。（現金給付）</u>
変更時期	令和7年3月31日面談分まで	令和7年4月1日面談分から
出産時の給付（2回目）		
名称	子育て応援ギフト	妊婦のための支援給付（2回目）
算定基礎	<u>出生した児童数</u>	<u>妊娠している子どもの数（流産・死産等を含む）</u>
給付対象	<u>養育者</u>	<u>妊婦（産婦）</u>
申請及び交付	訪問時に養育者がギフトの交付申請。後日確認後、 <u>郵送によりギフト交付。（Webカタログ）</u>	妊婦（産婦）が胎児の数の届出。確認、訪問後、 <u>本人の口座に振込み。（現金給付）</u>
変更時期	令和7年3月31日出生分まで	令和7年4月1日出生分から

3 都上乗せ分の子育て応援ギフトについて

- これまで国の5万円相当と合算して交付していた、都上乗せ分の5万円相当のWebカタログについては、令和7年4月1日出生分から、都に直接申請、都からの直接交付の「赤ちゃんファーストギフト（10万円分に増額）」となった。

4 スケジュール

令和7年4月

妊婦のための支援給付制度化